

議案第 79 号

調布市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び調布市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 4 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

児童福祉法の一部改正に伴い，引用する条項を改めるため，提案するものであります。

調布市条例第 号

調布市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び調布市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

（調布市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第 1 条 調布市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年調布市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条中「第 33 条の 10」を「第 33 条の 10 第 1 項」に改める。

（調布市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第 2 条 調布市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年調布市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条中「第 33 条の 10」を「第 33 条の 10 第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。